

* 関係法令

- ・ 住居表示に関する法律
- ・ 地方自治法第260条
- ・ 千葉県住居表示審議会設置条例
- ・ 千葉県住居表示審議会運営要綱
- ・ 千葉県住居表示実施基準

住居表示に関する法律 (抄)

昭和 37 年 5 月 10 日
法律 第 119 号

(住居表示の実施手続)

第 3 条 市町村は、前条の規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該地区における住居表示の方法を定めなければならない。

~~~~~

# 地方自治法 (抄)

昭和 22 年 4 月 17 日  
法律 第 67 号

(市町村区域内の町又は字の区域)

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定によりその効力を生ずる。

# 千葉市住居表示審議会設置条例

昭和 37 年 8 月 27 日  
条例第 26 号

改正 昭和 45 年 10 月 1 日条例第 31 号  
昭和 48 年 3 月 31 日条例第 1 号  
平成 13 年 3 月 19 日条例第 2 号

(目的及び設置)

第 1 条 本市の住居表示整備事業の合理的促進のために、千葉市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 住居表示整備に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 住居表示整備に関する総合的施策の適正な実施を期するため関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、10 名以内の常任委員をもって組織し、特別の事項を調査審議するために必要がある時は専門委員を置くことができる。

- 2 常任委員及び専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 常任委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 専門委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時に退任するものとする。

(平成 13 条例 2・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開く事ができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか審議会に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年10月1日条例第31号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月19日条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

# 千葉県住居表示審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県住居表示審議会設置条例（昭和37年8月27日千葉県条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員)

第2条 条例第3条第1項の常任委員が欠けた場合には、補欠委員を置くことができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係行政機関の職員)

第3条 条例第3条第2項の関係行政機関の職員は、次の者をいうものとする。

- (1) 日本郵便株式会社千葉中央郵便局の職員
- (2) 千葉地方法務局の職員
- (3) 千葉県警察部の職員
- (4) 千葉県小学校長会の会員
- (5) その他住居表示に関連があると認められる行政機関の職員

(会議の招集)

第4条 会長は、会議の開会日の7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項を委員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第5条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民局市民自治推進部区政推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱の施行前になされた手続きその他の行為は、施行後この要綱によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

# 千葉市住居表示整備実施基準 (抄)

平成27年4月1日改正

本市における住居表示整備実施は、街区方式を採用し、次の各号によって整備するものとする。

## 2 対象地域

以下に掲げる要件の全てに該当する地域は、住居表示整備の対象地域（以下、「対象地域」という。）にすることができる。

- ① 市街地であると認められる地域であること、又は大規模開発等により市街地となることが見込まれる地域であること。
- ② 地番が分合等を繰り返して複雑になっている、地番区域が広すぎる、又は地番が順序に並んでいないところである等、町名地番を用いることにより住居の表示が不合理となっている地域であること。
- ③ 土地区画整理事業若しくは土地改良事業又は民間による大規模開発等に伴い、地番が整理される予定がない地域であること。

## 3 実施の要件等

住居表示整備については、関係行政機関と協議し、実施するものとする。また、実施にあたっては、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 関係する町内自治会の承諾が得られること。
- ② 関係する居住者等の承諾が得られること。
- ③ 対象地域の道路・区画等が形成され変更される恐れがない状態であること。
- ④ この基準に規定する町の境界、形状及び規模により、住居表示整備を実施することができること。
- ⑤ その他、住居表示整備を実施するうえで、特段の支障がないこと。

## 5 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり飛び地が生じたりすることなく、住民の生活圏や住宅地の連たん状況に適合した合理的な町の境

界を定めるよう留意する。

- (2) 町の規模は、市街地の用途・人口・家屋の密度・地形等を考慮して、おおむね 66,000 m<sup>2</sup>～200,000 m<sup>2</sup>の大きさで定める。ただし、区域内に学校・公園・工場等がある場合は、この限りではない。

## 7 町の名称の定め方

- (1) 町の名称を定める場合には、従来からある名称や歴史的に由緒ある名称等を考慮して定める。
- (2) 市の区域を通じ同一の名称又は類似の名称が生じないようにする。